

令和2年第11回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和2年11月27日(金) 午前8時55分～11時20分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎別館防災センター2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 後潟局長、大里主査、棚町主査、中村主任

議事録署名委員 (6番 松田 健 委員 ・ 8番 蓑手 幹夫 委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第20号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(4件)について
日程第2 議案第54号	農地法第3条第1項の規定による許可申請(6件)について
日程第3 議案第55号	農地法第4条事業計画変更に係る申請(1件)について
日程第4 議案第56号	農地法第5条第1項の規定による許可申請(9件)について
日程第5 議案第57号	非農地証明願(7件)について
日程第6 議案第58号	農用地利用集積計画案(4件)について(継続4件)
日程第7 議案第59号	農用地利用集積計画案(一括方式)(新規2件)について
日程第8 議案第60号	耕作放棄地に係る非農地判断について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和2年第11回いちき串木野市農業委員総会を開催いたします。
初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和2年第11回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしくお願ひします。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員11名、欠席委員1名で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

これより議事に入ります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、6番 松田 健 委員、8番 養手幹夫 委員をお願いします。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

ただ今から、議事に入ります。まず、日程第1報告議案第20号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(4件)についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委

員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する松田委員は、ご退席をお願いします。

(退席後)

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 20 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知は 4 件 5 筆 2,672 m²です。No.1～No.3 は 12 月以降農地中間管理事業活用のため、契約を終了させるそうです。No.4 は 14 ページの農地法第 3 条第 1 項に借り人の経営する法人と貸し人との間で売買契約を行うために後ほどご審議いただくための解約となっております。

議長

事務局の説明が終わりました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

ないようですので、日程第 1 報告議案第 20 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知 4 件については申請のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

それでは、申請のとおり受理することで決定いたしました。松田委員は自席へお戻りください。続きまして、日程第 2 議案第 54 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 6 件についてを議題とします。今回の申請は 6 件ですが、No. 1 及び No. 6 の案件には関連する委員がいらっしゃいますので、まず No. 1 の案件を先に審議し、次に No. 2～No. 5 を一括審議した後に、最後に No. 6 の案件について審議いたします。では、No. 1 について、事務局の説明及び調査委員からの調査・報告をお願いします。なお、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(退席後)

それでは、事務局の説明を求めます。

棚町主査

2 ページをお願いします。日程第 2 議案第 54 号農地法第 3 条第 1

項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は6件です。No.1 についてご説明申し上げます。譲渡人が譲受人へ所有する農地を譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられ、今回の申請地は既に使用貸借をしている場所です。調査は【正】を西村委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。

議長 次に、現地調査の報告をお願いします。

西村委員 10番西村です。農地法第3条実態調査について報告します。理由は売買による所有権移転です。調査は11月21日午前9時から9時15分にかけて行政書士立会いのもと、川畑委員と調査をいたしました。場所は2から3ページをご覧ください。農用地区域内にあります。受け人は20a以上の耕作者です。申請地は現在、受け人が耕作していません。労働力状況は2人です。農機具保有状況は、トラクター、コンバイン、田植え機等農機具一式です。申請地取得後の営農計画は、〇〇です。自宅からの通作距離は約1.5km、譲受人は労力、施設とも十分あり、耕作するもの認められます。以上、問題はないと見てきました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。No.1 について、事務局の説明及び調査委員からの調査、報告が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なしということなので、日程第2議案第54号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1 については申請のとおり許可することで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 異議なしということなので、日程第2議案第54号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1 については申請のとおり許可することで決定しました。〇〇委員は、自席へおもどりください。次に、No.2～No.5 について、事務局の説明、その後、調査委員からの調査、報告をお願いします。それでは、No.2 について事務局の説明を求めます。

棚町主査 4ページをお願いします。No.2 について、ご説明申し上げます。譲受人である息子さんが、譲渡人である父の所有する農地の贈与を受け

たいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。現在譲受人は、経営面積はございませんが、今回の申請で経営面積が 372 m² となり、下限面積を超えます。調査は【正】を外菌委員、【副】を蓑手委員をお願いしてあります。

議長 それでは、調査委員の報告をお願いします。

外菌委員 2番外菌です。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、11月19日午前9時より、代理人立会いのもと、蓑手委員と私が調査を実施いたしましたので、報告します。申請地の位置図は4、5ページになります。申請地は農用地区域外農地で、譲渡人と一緒に自家消費の野菜を作付けしています。譲受後は、譲受人が中心となり、つわぶき、玉ねぎ、いんげん、馬鈴薯等の野菜を作付けし、自家消費する計画です。労力は常時1人です。農機具は管理機等でトラクター等の大型機械は入れない段々畑です。自宅からの通作距離は約20分程度で問題ないと見てまいりました。よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。次に、No.3について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 6ページをお願いします。No.3についてご説明申し上げます。譲渡人の所有する農地を譲受人へ贈与したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲渡人は体調が悪く、亡き父の農地を相続されましたが、耕作することができないために、近所に居住する親戚に贈与をしたいとのこと。譲受人は、経営面積はございませんが、今回の申請で経営面積が 201 m² となり、下限面積を超えます。また、この申請地は道路に面しておりませんので、通行に必要な袴田〇〇の畑の所有者と、袴田〇〇の畑の所有者から通行承諾書をいただき、申請書に写しが添付されております。調査は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員をお願いしてあります。

議長 それでは、調査委員の報告をお願いします。

古賀委員 9番古賀です。議案第54号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について、11月20日（金）午前10時より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と調査を実施しましたので、報告します。資料の6、7ページを参照してください。申請地取得後の営農計画は、自家消費の果樹、きんかんを栽培される計画です。労働力は常時1人だそうです。農機具の保有状況は草払い機を保有され、自宅からの通作距離は約3kmですが、何ら問題はないと思いま

す。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。次に、No.4について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 8ページから11ページをお願いします。No.4についてご説明申し上げます。譲渡人である祖父が、譲受人である孫へ所有する農地を譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用区域内農地と農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地は全て耕作しておられます。調査は【正】を松田委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。以上です、よろしく申し上げます。

議長 次に、調査委員の報告をお願いします。

松田委員 6番松田です。No.4について報告いたします。11月19日(木)15時より、譲渡人と木場委員と私で申請のあった土地を調査いたしました。申請地については、8から11ページをご覧ください。譲渡人の土地を譲受人が贈与してもらい、みかん等の果樹栽培を行うとのことです。この申請地は、8ページ土地の所在の①、④、⑥、10ページ⑦、⑧は農用区域内農地で、その他は農用地区域外農地です。譲受人は、柑橘類を中心とした経営を行っています。労働力1人、農機具等は果樹栽培に必要な機械一式あるということです。通作距離は0から5kmほどで、全ての圃場を見てきましたが、きれいに管理されており、何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、No.5について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 12ページをお願いします。No.5についてご説明申し上げます。譲渡人が譲受人へ所有する農地を譲り渡したいという申請です。この申請地は農用地区域外農地です。譲受人は市外に居住しておりますが、普段から自宅の周辺に所有する農地を全て耕作しておられます。調査は【正】を松田委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

松田委員 6番松田です。No.5について報告いたします。11月19日(木)14時30分より、代理人立会いのもと、木場委員と私で申請のあった

土地を調査いたしました。申請地については、12、13 ページをご覧ください。譲渡人の土地を譲受人が購入して、甘藷の栽培を行うとのことです。この申請地は農用地区域外農地です。譲受人は会社員で、現在東市来で 30 a ほど耕作しているそうです。労働力は 2 人、農機具等は、トラクター、草刈り機等あるということです。通作距離は約 3 km で、申請地は現在草刈り後に石灰のような肥料が散布されていました。この申請地は昨年まで、資材等が置かれている違反転用の畑でしたが、今年の調査では、きれいに撤去されており、耕作は可能であると思います。調査した結果、問題ないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明及び調査委員からの調査、報告が終わりました。それでは、これより、質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

議長 まず No. 2 についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようですので、次の No. 3 について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますね。それでは、No. 4 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございます。それでは、No. 5 について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 No. 2 から No. 5 について特にご質疑がないようでございますので、お諮りします。一括でお諮りします。日程第 2 議案第 54 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No. 2 から No. 5 については申請の通り許可することをご異議ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは、日程第2議案第54号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2からNo.5については申請のとおり許可することで決定しました。次に、No.6については、事務局の説明及び調査委員からの調査・報告をお願いします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(退席後) それでは、事務局の説明を求めます。

棚町主査

14 ページをお願いします。No.6について、ご説明申し上げます。譲渡人が譲受人へ所有する農地を譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地で、先ほど1ページの合意解約をご審議いただきました借り人が経営する農地所有適格法人が譲受人となります。この法人は、今まで借り受け地のみで耕作をしておられましたが、今回初めて農地を所有することになります。調査は【正】を西村委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、調査委員の報告をお願いします。

西村委員

10番西村です。農地法第3条の現地調査について報告します。理由は売買による所有権移転です。調査日は11月21日午前9時20分から9時35分です。行政書士立会いのもと、川畑委員と調査をいたしました。場所は14から15ページをご覧ください。農用地区域内農地です。受け人は20a以上の耕作者です。申請地は現在、受け人が耕作しています。労働力状況は13人です。農機具保有状況は、トラクター、管理機等農機具一式です。申請地取得後の営農計画は、〇〇です。自宅からの通作距離は約0.5km、譲受人は労力、施設とも十分あり、耕作するものと認められます。以上、問題はないと見てきました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

No.6について、事務局の説明及び調査委員からの調査、報告が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なしということなので、日程第2議案第54号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.6については申請のとおり許可することで御

異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 異議なしということなので、日程第2議案第54号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.6については申請のとおり許可することで決定しました。〇〇委員は、自席へおもどりください。

議長 次に、日程第3議案第55号農地法第4条事業計画変更に係る申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第3議案第55号農地法第4条の規定による事業計画変更について説明申し上げます。平成31年3月25日付け指令農振第4号138で農地法第4条の規定により許可を受けた転用計画を変更するための申請であります。昨年7月の集中豪雨の際、重信川の氾濫により、発電設備下部が1.5mの高さまで浸水し、今回営農型太陽光発電施設の下部の農地における栽培を「原木しいたけ栽培」から、「ヒサカキ栽培」へ変更したい旨の、事業計画変更申請です。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 次に、調査委員の報告をお願いします。

川畑委員 4番川畑です。農地法第4条事業計画変更について現地調査報告をいたします。11月21日(土)午前9時45分より申請人立会いのもと、西村委員と私で調査いたしました。計画変更地は、太陽光発電施設の下部に、原木しいたけ栽培を行う営農計画型太陽光発電施設として、平成31年3月に農地法第4条申請して許可を受け、太陽光発電施設は完了し、原木しいたけの菌打ちも終わり養生し、今年11月に現地に搬入を計画しておりましたが、今年7月の集中豪雨により河川が氾濫し、発電施設パネル上部1m近くまで浸水したので、今後原木しいたけを設置しても、流出の恐れがあると判断され、計画を変更し、ヒサカキを植え、再度営農型太陽光発電施設として営農したいとのことです。申請許可後、施設下部の土を入れ替え、ヒサカキを植え付け、来年2月中には完了させるとのことでした。現地周囲の状況は、東側、南側は水田、西側は道路、北側は原野と畑です。雨水につきましては、西側水路に自然流出させる計画です。周囲の農地には日照等影響はないと思います。資金は自己資金で行うとのことでした。私どもの調査では、計画変更はやむを得ないと判断しましたが、皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明及び調査委員からの調査・報告が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。私から質問してよろしいですか。ヒサカキは、挿し木か、種をまくかですか。

川畑委員 ヒサカキは、苗を持ってきて苗を植え付けます。その目途はついてあるとのことでした。

議長 ありがとうございます。他にご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようなので、日程第3議案第55号農地法第4条事業計画変更に係る申請については、申請のとおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者声あり)

議長 それでは、日程第3議案第55号農地法第4条事業計画変更に係る申請については、申請のとおり承認することで決定いたしました。続きまして、日程第4議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は9件です。事務局の説明、調査委員からの報告をお願いし、9件終了後質疑に入ります。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第4議案56号農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今回の転用申請は9件であります。まず、18、19ページをお開きください。No.1は、地籍測量を行った結果、住宅地の一部となっているため、分筆を行い境界を修正し、宅地に変更するための申請であります。なお、譲渡人は亡くなっておられるので、相続権のある方々を譲渡人として申請しております。第2種農地、その他の農地、他のいずれにも該当しない農地であります。調査委員は【正】を福菌委員、【副】を西委員をお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いいたします。

福菌委員 5番福菌です。11月20日、譲受人立会いのもと、西委員と私が調査を行いました。申請地は生福地区で、第2種農地、その他の農地になります。位置図の18、19ページをご覧ください。転用の目的は、

道路の改良工事に伴い地籍測量を行ったところ、本農地が住宅地の一部となっていたため、分筆を行い、境界を修正して宅地にするための申請です。今回、16 m²を譲り受け、旧境界に沿って既存のブロック積みがあるところは、隣接する田との間に幅 40 cmのあぜ道を確保し、ブロックのないところは新しい境界にブロックを設置します。資金は全額自己資金でまかさないです。周囲の状況は、東は田、西は宅地、南は道路、北は水路です。許可が下り次第、着工する予定です。被害防除計画書及び誓約書、事業計画書、残高証明書、分筆図、譲渡人の相関図が添付されております。問題はないと見てまいりました。皆様のご審議のほどをよろしくお願ひします。

議長

はい、ありがとうございます。続きまして、No.2について、事務局の説明をお願いします。

中村主任

20、21 ページをお開きください。No.2は太陽光発電施設の設置に伴う転用申請です。申請地は、日当たりも良く、造成費も少なくなるため、設置を決定したとのことです。1m×2mのパネルを 160 枚設置したいとの申請であります。合計出力 78.44 KWです。市道より 50m程中にあるため、通行承諾書を提出してございます。第2種農地、その他の農地、他のいずれにも該当しない農地であります。なお、いちき串木野市大里〇〇と、いちき串木野市大里〇〇を代替地として検討しましたが、今回の申請地を選択したとのことです。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いいたします。

蓑手委員

8番蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について調査をしましたので報告します。11月20日（金）午前10時から現地で譲受人の代理人の行政書士、譲渡人の立会いを求め、外菌委員と私が調査を実施しました。位置図は20、21ページを参照ください。申請の農地は第2種農地、その他の農地で、転用の目的は日当たりがよく、造成費も少ない地形にあるため、太陽光発電施設を自己資金で設置するとのことです。申請地は〇〇地区の西側はずれに位置し、農政課が所管する多面的機能発揮促進事業の協定区域外にあります。周囲は北側南側は宅地、西側は畑、東は田、進入道路になっており、問題はないと思われまふ。売電価格が安くなっている今、事業採算はどうなのか打診したところ、従前に比べ設備資材の単価が格段に低価格になっていて、発電効率のよい日当たり条件のいい場所や、多額の初期投資を必要としない場所を求め、経費の節減に努めているとの説明

でした。申請地は4段の棚田形状にあり、ほぼ原状の地形を整地して、2段目、3段目に幅4m、長さ延べ87mのソーラーパネル施設を4基設置するそうです。施設の周囲をフェンスで囲み、稼働中の安全施設対策をするそうです。1段目と4段目は雨水の自然排水の緩衝地帯にするとの説明でした。譲渡人に、現状の地形で雨水の自然排水で周辺に影響はなかったか説明を求め、過去の法面崩壊等の事例はなかったとの返事を得ています。施設設置に係る雨水の流れに十分配慮した対策と、設置後稼働中の改善対策を周辺の土地所有者に理解を得ることを重ねて申し入れました。目的の確実性については、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されており、許可を受け次第、1月着工、3月完了予定とのことです。その他20ページの備考欄に記載してあります被害防除計画書及び誓約書、履歴事項全部証明書、定款、事業計画書、通行承諾書、再生エネルギー発電事業計画の認定、系統連系に係る契約事業譲渡証明書、事業承継届出書が添付されています。私どもの調査では、転用について何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。続きまして、No.3について、事務局の説明をお願いします。

中村主任

22、23ページをお開きください。No.3の譲受人は、本市在住の会社員で手狭になり、本申請地を譲り受けて自宅を建築したいという申請であります。現地は、第3種農地、都市計画区域内にある農地で、麓地区区画整理事業区域内農地であります。第1種低層住居専用地域内農地であります。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いいたします。

蓑手委員

8番蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について調査をしましたので報告します。11月19日（木）午前10時から現地で譲受人の代理人の行政書士の立会いを求め、外菌委員と私が調査を実施しました。位置図は22、23ページを参照ください。申請の農地は第3種農地、第1種低層住居専用地域で、麓地区区画整理事業地内にあり、仮換地明細書類が添付されています。転用の目的は、譲受人が現在借家住まいで手狭になったため、申請地を譲り受けて自宅を新築することです。申請地の周囲は、住宅と雑種地、道路に面しており、問題はないと思います。目的の確実性については、銀行の融資証明書が添付されており、許可を受け次第着工する予定とのことです。用水は公共上水道、汚水生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨

水排水は南側の市道水路へ放流するとのことです。付近の状況、被害防除対策は、東側西側は宅地、北側は畑と雑種地、南側は道路に面しております。北側境界はブロック3段積みで、土留め工事し、造成はほぼ現状のままを利用するとのことです。被害防除計画書及び誓約書が添付されております。私どもの調査では、転用について何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、No.4について、事務局の説明をお願いします。

中村主任 24、25 ページをお開きください。No.4の譲受人は現在福岡在住で、自衛隊用官舎に単身赴任中であるが、ご家族は本市で借家に居住しておられます。手狭になり、本申請地を譲り受けて、自宅を建築しようという申請であります。第3種農地、都市計画区域内にある農地で、麓地区区画整理事業区域内農地にあります。第1種中高層住居専用地域内農地であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくようお願いいたします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いいたします。

久木山委員 11番久木山です。11月20日（金）午前9時過ぎに行政書士、古賀委員の3名で農地転用の現地調査をいたしました。申請地と申請場所は24、25ページを参照してください。申請地は麓地区区画整理事業の一角であり、農地区分は第3種農地、第1種中高層住居専用地域であります。今回は譲受人が現在、自衛隊官舎に単身就任中であるが、家族は借家住まいのため、申請地を購入して自宅を建築したいとのことです。宅地造成されていて、いつでも建築ができる状態です。被害防除等においては、東側道路、西側宅地、南側は宅地、北側は道路であり、公共上水道、汚水生活雑排水は合併浄化槽です。周囲に支障を及ぼす農地はなく、宅地造成されていて、何も問題はないと判断します。資金対応は銀行より借入れのため、融資証明書が添付してあります。調査したところ何も問題がないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、No.5について、事務局の説明をお願いします。

中村主任 26、27ページをお開きください。No.5の譲受人は、現在始良市で借家住まいしておりますが、手狭であるため、今回お父様が所有する本申請地を譲

り受け、まず先に宅地造成をしたいという申請であります。なお、1年以内に自宅新築できるように準備中とのこと。現地は、第3種農地で、都市計画区域内にある農地です。麓地区区画整理事業区域内農地であります。第1種低層住居専用地域内農地です。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いいたします。

久木山委員 11番久木山です。11月20日（金）午前9時過ぎに行政書士、古賀委員の3名で農地転用の現地調査をいたしました。申請地と申請場所は26、27ページを参照してください。申請地は麓土地区画整理事業の一角であり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域であります。申請人は借家住まいで手狭なため、実家の申請地を譲り受けて宅地造成をしたいとのこと。現状は田であります。被害防除等においては、東側宅地、西側畑、南側畑、北側は道路と宅地であり、境界にはブロックで擁壁を設け、土や雨水等が隣接農地に流出しないように措置します。申請地の内訳は、通路部分53㎡、宅地造成部分が500㎡です。宅地造成計画は、117㎡を住居部分、36㎡を駐車スペース、30㎡を家庭菜園スペース、317㎡を緩衝地としており、宅地造成終了後、1年以内に住宅着工の計画であります。今回は宅地造成の申請で、調査したところ何も問題がないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、No.6について、事務局の説明をお願いします。

中村主任 28、29ページをお開きください。No.6の譲受人は、現在本市に居住し、借家住まいであります。手狭になったため、本申請地を譲り受けて自宅を建築しようという申請であります。現地は、第3種農地で、都市計画区域内にある農地、麓地区区画整理事業区域内農地であります。第1種住居地域内農地です。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を西村委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いいたします。

川畑委員 4番川畑です。農地法第5条申請No.6の現地調査報告を行います。11月20日（金）午前9時より行政書士立会いのもと、西村委員と私で調査いたしました。28、29ページをご覧ください。申請地は区画整理区域内で、第3種農地、第1種住居地域です。申請人は現在借家住まいで、申請地を譲り受けて自宅を建築したいとのこと。現地の

状況は、東側・西側・北側は道路、南側は宅地で周囲に農地はございません。用排水につきましては、用水は公共上水道、雨水は溜桧に集水し西側排水溝へ流出させ、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、西側排水溝に流出させる計画です。なお、土地造成は整地のみを行い、境界ブロック積みをし、宅地内の土砂流出を防ぐ計画です。建物も平屋建てにし、周辺地に対する日照・通風等、特別な影響を及ぼさないよう措置するとのことで、被害防除計画書及び誓約書も提出されております。目的の確実性は、申請許可後速やかに着工するとのことです。資金につきましては、銀行融資ということで融資証明書が提出されております。他に、提出書類といたしまして、仮換地指定通知書が提出されております。私共の調査では、申請につきまして、何ら問題ないと判断いたしましたが、皆様のご審議方をよろしく願います。

議長

はい、ありがとうございます。続きまして、No.7について、事務局の説明をお願いします。

中村主任

30、31 ページをお開きください。No.7は、譲受人が申請地に太陽光発電施設を設置したいという転用申請です。申請地は、日照や日当たりが良く、造成費も少なくなるため、設置を決定したとのことです。第2種農地、その他の農地、他のいずれにも該当しない農地であります。なお、いちき串木野市大里〇〇と、いちき串木野市生福〇〇を代替地として検討しましたが、本申請地を選択したとのことであります。調査委員は【正】を木場委員、【副】を松田委員にお願いしてあります。よろしく願います。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いいたします。

木場委員

1番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.7について報告します。調査日は、19日14時より行政書士の代理人立会いのもと、松田委員と私とで調査をしてきました。場所は、資料30、31ページをご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を設置したいための申請です。日照や面積、電柱までの距離などの条件から、太陽光発電施設として適しているため選定したとのことです。北側・東側は畑、西側は道路、南側は里道を挟んで畑となっています。建築物の高さを2m程度とすることから、周辺農地への日照・通風等の影響はないものとみられます。東から西へ傾斜しているため、雨水の流水方向は西側の排水路に流れます。周囲は防護柵で囲みます。造成工事は令和3年3月、建築工事は令和3年3月、工事完成は令和3年4月で全額自己資金です。備考欄に書いてある書類が付いています。私達が調査したところ何も問題はないと見てきましたが、皆様のご審議をよ

ろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、No.8について、事務局の説明をお願いします。

中村主任 32、33 ページをお開きください。No.8の譲受人は現在本市に居住し、借家住まいではありますが、手狭になったため、本申請地を譲り受けて自宅を建築したいという申請であります。現地は、第3種農地で、都市計画区域内にある農地、第1種住居地域内農地であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を福菌委員にお願いしてあります。よろしくお願いいいたします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いいいたします。

西委員 3番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.8について調査報告いたします。11月20日午後1時40分より現地で代理人の行政書士立会いのもと、福菌委員と私が調査を実施いたしました。資料の32、33ページをご覧ください。申請地は、第3種農地で、第1種住居地域となっています。周囲は、東が道路、西が宅地、南が道路、北が宅地と畑の一部となっています。畑は、現在管理のみされているようです。転用の目的は、現在借家住まいで申請地を譲り受けて、自宅を新築したいとのことです。資金調達は銀行融資で、融資証明書が添付されています。用水計画は、公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水・生活排水は下水道に流します。申請地をそのまま利用するため被害を及ぼす恐れはないと思われませんが、被害防除計画書及び誓約書も添付されております。以上、何ら問題ないとみてきましたが、ご審議の程よろしくお願いいいたします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、No.9について、事務局の説明をお願いします。

中村主任 34、35 ページをお開きください。No.9の譲受人は現在本市に居住し、借家住まいではありますが、手狭になったため、本申請地を譲り受けて自宅を建築したいという申請であります。現地は、第3種農地で、都市計画区域内にある農地、麓地区区画整理事業区域内農地であります。第1種住居地域内農地であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を福菌委員にお願いしてあります。よろしくお願いいいたします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いいいたします。

西委員 3番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.9につ

いて調査報告いたします。11月20日午後1時20分より現地で代理人の行政書士立会いのもと、福菌委員と私が調査を実施いたしました。資料の34、35ページをご覧ください。申請地は、第3種農地で、第1種住居地域となっています。周囲は、東が道路、西が畑、南が宅地、北が道路となっています。西側畑は、現在管理のみされているようです。転用の目的は、現在借家住まいのため、申請地を譲り受けて自宅を新築したいとのことです。資金調達は銀行融資で、融資証明書が添付されています。用水計画は、公共上水道、雨水排水は東側水路へ放流、汚水・生活排水は合併浄化槽で処理します。周辺への措置として、緑地、緩衝地を1.5m程度設けます。被害防除計画書及び誓約書、仮換地指定通知が添付されております。以上、何ら問題ないとみてきましたが、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。9件について、事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。まずNo.1について皆様何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようでございます。次にNo.2について、ご質疑ございませんか。私の方からいいですか。地図を見ますと、直接道路が付いていないようなんですが、資材の搬入等はどこを歩いて行くのでしょうか。

中村主任

事務局です。20ページの地図を見ていただきますと、2968-1宅地と書いてございますが、その上の方に赤線がありますが、分筆してありますのが市道です。ここから下りて行くようにしております。右も左の方も承諾を得ております。入っていけるようにいたします。工事中にも若干中に入ることもあるかもしれないということも了解を得ていると説明を受けております。

議長

ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

次にNo.3について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようでございます。次にNo.4について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございます。次にNo.5について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございます。次にNo.6について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございます。次にNo.7について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございます。次にNo.8について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございます。次にNo.9について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようですので、一括してお諮りします。日程第4議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請9件については、申請のとおり許可することをご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第4議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請9件については、申請のとおり許可することで決定します。続きまして日程第5議案第57号非農地証明願についてを議題といたします。今回の申請は7件であります。ほとんどが違反転用の指導対象農地となっておりますが、一部違反転用の指導対象でない農地が含まれており、現地調査が必要な案件がございます。事務局の説明及び調査員からの現地調査報告をお願いし、7件終

了後、質疑に入ります。それでは、事務局の説明をお願いします。

大里主査

36 ページをお願いします。日程第5議案第57号非農地証明願について、ご説明申し上げます。非農地証明願のNo.1です。資料は36ページをご覧ください。申請地は1筆になります。平成26年度違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回委員による現地調査は行っておりません。申請事由のとおり、平成2年11月から駐車場として使用し始め、現在に至ります。農地としては使用できない状態です。農地でなくなり20年以上経過していることから、今後農地としての活用は難しいため非農地相当と考えております。

議長

次に、No.2について説明をお願いします。

大里主査

非農地証明願のNo.2です。資料は38ページをご覧ください。申請地は1筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、現地調査は行っておりません。申請事由のとおり、30年以上前から宅地の一部、車庫の一部分として使用している状態であります。農地としては使用できない状態です。農地でなくなり20年以上経過していることから、今後農地としての活用は難しいため、非農地相当と考えております。

議長

次に、No.3について説明をお願いします。

大里主査

非農地証明願のNo.3です。資料は40ページをご覧ください。申請地は2筆になります。違反転用を農業委員会側が把握しておりますので、今回現地調査は行っておりません。平成2年にコンクリート等で舗装して、農地としては使用できない状態となっております。〇〇番の1筆は駐車場として利用しています。農地でなくなり20年以上経過していることから、今後農地としての活用は難しいため、非農地相当と考えております。

議長

No.4について説明をお願いします。

大里主査

非農地証明願のNo.4です。資料は42ページをご覧ください。申請地は1筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回現地調査は行っておりません。約30年前から今の状態で駐車場として利用しており、農地としては使用していない状態です。農地でなくなり20年以上経過していることから、今後農地としての活用は難しいため、非農地相当と考えております。

議長 No.5について説明をお願いします。

大里主査 非農地証明願のNo.5です。資料は44ページをご覧ください。申請地は1筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、現地調査は行っておりません。約30年前から農地としては使用していません。宅地の一部として利用し、農地でなくなり20年以上経過していることから、今後農地としての活用は難しいため、非農地相当と考えております。

議長 No.6について説明をお願いします。

大里主査 非農地証明願のNo.6です。資料は46ページを見てください。申請地は2筆になります。違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回委員による現地調査は行っておりません。昭和55年頃資材置場として利用し、現在に至ります。農地としては使用していない状態です。農地でなくなり20年以上経過していることから、今後農地としての活用は難しいため、非農地相当と考えております。

議長 No.7について説明をお願いします。

大里主査 非農地証明願のNo.7です。資料は48ページをご覧ください。申請地は①から⑤の5筆になります。①から④は違反転用を農業委員会側が確認しておりますので、今回委員による現地調査は行っておりません。⑤は違反転用案件ではなく、今回新たに申請人から申し出のあった分で、委員による現地調査を行っております。申請事由のとおり、①から④の〇〇の4筆については、死亡した父が自動車置場として使用するようになり、その後資材や廃材の置場として継続使用してきたものであり、20年以上経過し現在に至っています。農地としては使用していない状態です。農地でなくなり20年以上経過していることから、今後農地としての活用は難しいため、非農地相当と考えております。⑤の〇〇の1筆については、地形が三方の法面の下に位置しており、雨水の流水などにより亡父が生前より手付かずの状態です。荒廃しており、20年以上経過し現在に至っています。農地としては使用していない状態とのことです。⑤について現地調査は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員にお願いしておりますので、ご審議方よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。それでは現地調査の報告をお願いいたします。

古賀委員

9番古賀です。議案第57号No.7非農地証明願いについて、11月20日（金）午前9時より久木山委員と2人で調査をしましたので報告します。資料の48、49ページを参照してください。①～④の4筆は、違反転用指導済で、現地確認済となっております。なお、今回は⑤の申請地で、申請事由は、申請地が三方の法面の下に位置しており、雨水などにより亡父が生前の頃から手付かずの状態のため荒廃し、20年以上経過し現在に至っていることから、荒廃がひどいのではと思っていましたが、耕作は十分できる状態で、A判定と見てまいりましたので、却下いたしたいと思います。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。以上7件について、事務局の説明および現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。個別にいきたいと思います。まず、No.1について何かご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようですので、No.2についてご質疑ございませんか。

蓑手委員

いいですか、申請地のところに〇〇という手書きがあるんですけど、これはこれでいいんですか。〇〇じゃないですか。ここの数字の整合性を。

議長

周辺から見れば、〇〇でしょうね。

大里主査

事務局です。申請書で見ましたところ、〇〇ですね。修正をお願いします。

議長

他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようですので、次のNo.3について、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようでございますね。それでは、No.4について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございます。それでは、No.5について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、No.6について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございます。それでは、No.7について、ご質疑ございませんか。⑤の農地については、まだ耕作できる状態ということで、耕作はしていないんですが、A判定としての農地の判断ということで、非農地証明は、今回は申請はあったけど、⑤については却下するというようでございます。何かご質疑ございませんか。ここに木も生えていないようですので、そういった判定でよろしいでしょうか。

大里主査 今回の決議をもちまして、①から④は非農地証明を、⑤につきましては非農地としての証明をできない旨の文書を作成して送付するというようによろしいでしょうか。

議長 そういった処理でよろしいでしょうか。①から④は非農地証明を発行し、⑤につきましては非農地ではありませんという通知をするということによろしいでしょうか。No.1からNo.7についてお諮りします。今回非農地証明願のありました7件につきまして、最後のNo.7の⑤だけは除いて、他については申請の通り非農地証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 日程第5議案第57号非農地証明願7件につきましては、No.7の⑤の〇〇の1筆を除いて申請の通り証明書を発出することで決定いたしました。ありがとうございます。次に、日程第6議案第58号農用地利用集積計画案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 50ページをお願いします。日程第6議案第58号11月分の農用地利用集積計画書案は、4件8筆6,285㎡で、全て継続です。借人は、所有農地を全て耕作しておられます。

議長 　　ただ今、事務局の説明がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者声あり）

議長 　　それではお諮りします。日程第6議案第58号農用地利用集積計画4件については、報告のとおり決定することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　異議なしということですので、日程第6議案第58号農用地利用集積計画4件については、報告のとおりの内容で決定されました。次に、日程第7議案第59号農用地利用集積計画案一括方式についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 　　51ページをお願いします。日程第7議案第59号11月分の農用地利用集積計画書案一括方式については、今までは利用権設定での貸借でしたが、今回から農地中間管理事業での契約にされる分で、新規で2件2筆1,043㎡です。借人の方には、所有農地はございません。また、貸人の方で、（ ）書きの方は亡くなっていらっしゃる方で、利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してございます。

議長 　　事務局の説明が終わりました。何かご質疑ございませんか。今、事務局から借り人は、所有農地はないということだったんですが、相当な面積を借りていらっしゃると思いますが、その耕作状況はどうですか。

棚町主査 　　ただ今、手元に資料がございませんので、後程ご報告させていただきます。

議長 　　〇〇を作っている方ですので、間違いはないと思いますが、何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　他にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第7議案第59号農用地利用集積計画案一括方式につきましては、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第59号農用地利用集積計画案一括方式2件につきましては、報告のとおりの内容で決定することとします。続きまして、日程第8議案第60号耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

大里主査

52 ページをお願いします。日程第8議案第60号耕作放棄地に係る非農地判断についてご説明申し上げます。今月は、令和2年度の利用状況調査で新たにB分類、非農地と判断された農地について、非農地判断を提案しております。森林の様相を呈している、農地に復元するのが困難、農地として復元しても継続利用が困難と見込まれる農地であります。52 ページから非農地の判断対象地リストとなっております。表の説明をします。対象農地の所在が〇〇、地目は畑、面積が2398㎡、所有者氏名が〇〇さん、把握年度が2年度、非農地と判断したということです。次の備考の欄に通知無とあります。これは、非農地判断をした場合は通常はそのことについて通知をするのですが、所有者がいちき申木野市以外に住んでいる場合や、所有者が死亡し同じ世帯に誰もいない場合、また住民基本台帳に記録がない方については、非農地判断の通知をしておりません。同じ52 ページの上から3行目、〇〇、所有者が〇〇さんを見てください。この一番右、備考欄を見てください。ここは通知済となっておりますが、この方はご健在ですので、今月非農地通知を発送するという意味です。62 ページをご覧ください。発送人〇〇さんの氏名が入った非農地通知書になります。令和2年11月27日の総会において、所有する下記の土地は、農地に該当しない旨判断しましたのでお知らせします。土地の所在、地目、面積などはリストのとおりです。一番右の所有者名が入っていないのは、所有者と発送人が同じ場合は空欄になっております。次に63 ページをご覧ください。発送人が〇〇さんの氏名が入った非農地通知書になります。表の一番右所有者の欄に注目してください。所有者が〇〇さんになっております。このように所有者と発送人宛名の氏名が異なる場合は、所有者が死亡していて、同世帯の家族宛てに送付する形になっております。59 ページが、非農地通知書につける発送文になります。所有権移転登記や地目変更された方、非農地に当たらないと思われる方は、農業委員会まで連絡くださいとしています。60、61 ページが非農地通知書による地目変更の手続きについてであります。送ってきた非農地証明書を法務局川内支局に持って行き、地目変更をしてくださいとなっています。その際は予約が必要ということです。リストの58 ページの欄外一番下を見ていただきたいと思います。今回令和2年

度は合計で 238 筆 117,140 m²の 188 人分について非農地判断の議決を
求めるものであります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。何かご
質疑ございませんか。

木場委員 自分たちが調査した結果のリストを見ると親子だとわかるんです
が、通知を出していない人で、家族がいる人がわかれば、教えていい
ですか。

大里主査 はい、そういうところは教えてもらえたら発送します。

議長 家族がわかれば教えてくださいということでしたので、「通知無」
で、通知の相手がわかる場所は、事務局へ申し出てください。

西委員 知っている人が相談に来られたら、法務局での地目変更にかかる手
数料がわかれば教えてください。

大里主査 調べておきます。

西委員 大まかに教えてください。

議長 自分で手続きに行けば、安くでできるようです。それではお諮りし
ます。日程第 8 議案第 60 号耕作放棄地に係る非農地判断について
は、報告の通り非農地として決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者声あり)

議長 異議なしということですので、日程第 8 議案第 60 号耕作放棄地に
係る非農地判断については、原案のとおり決定することとします。

以上で、議事は全て終わりました。

議事録署名委員

• _____
• _____